



衆議院議長
参議院議長

殿
殿

年 月 日

学童保育（放課後児童健全育成事業）の 「従うべき基準」を堅持することを求める請願書

紹介議員

請願者 氏名

外

名

住所

一 請願要旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、就労等の理由により家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して生活できる「毎日の生活の場」です。共働き・一人親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっているなかで、子どもが安全に安心して生活できること、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをする施設である学童保育に対する期待に応えることが必要です。

省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「従うべき基準」として、「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則2名以上配置することが示されています。しかし、この「従うべき基準」の廃止、または参酌化の議論が進められようとしています。「従うべき基準」が廃止、または参酌化されることになれば、子どもたちの保育にあたるうえで必要な専門的な知識及び技能を有した「放課後児童支援員」をまったく配置しないことも起こり得ます。ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちの保育にあたることも起こり得ます。これでは、子どもたちに安全で安心できる「毎日の生活の場」を保障することはできません。

私たちは子どもの命と安全を守るうえで欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」（指導員の資格と配置）を堅持することが必要不可欠であると考えます。よって、つぎのとおり請願いたします。

二 請願事項

1. 子どもの命と安全を守るうえで欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」を堅持してください。

氏 名	住 所

●請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面をうらんでください。

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報、本国会請願以外の目的に使用いたしません。

Q1 請願って、なんですか？

憲法16条で国民の権利として保障されている請願権にもとづいて、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることです。

請願は、請願者一人と紹介議員一人で行うことができますが、多くの人々の共通の願いを「請願事項」としてまとめ、それに賛同する多くの人々が請願者となって届けることで、大きな力を発揮します。署名された皆さんは、すべて「請願者」となります。

Q2 なにを請願するの？

「児童福祉法」では、国としての学童保育の基準を「省令」で定め、それをふまえて、市町村が学童保育を運営する際の基準を「条例」で定めるとされています。

現在、全国各地の学童保育は、省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)に従って市町村が定めた条例と、国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されています。

条例を制定する際には、国が定めた基準に従わなければならない「従うべき基準」(それを下まわった基準を定めることはできないもの)と、「参酌すべき基準」(それを参考にして定めるもの)にもとづいてその内容を定めます。

今回の請願は、この「従うべき基準」が変更されようとしているため、これを堅持するよう求めるために行います。

Q3 「従うべき基準」って大事なの？

現在、「省令基準」では「従うべき基準」として、学童保育には2人以上の有資格者を配置すること、その有資格者の要件の2つが定められています。「省令基準」に示された内容は、全国すべての学童保育に通う子どもたちに「全国的な一定水準の質」を保障するためには必要不可欠のものです。特に、「従うべき基準」の2つは、子どもの命を守り、安全で安心できる「生活の場」を保障するうえで、とても大切なことです。

署名方法

- ① 日本国内に在住であれば、国籍・年齢の制限はありません。外国籍の方や未成年の方も、署名することができます。
- ② 本来はご本人自筆の署名が望ましいのですが、その方の了解を得られれば代筆も可能です(体が不自由な方、まだ字が書けない子ども、遠方の方など)。
- ③ できるかぎり黒のボールペンで書いてください(青でも可)。鉛筆など、消せるもので書くことは不可です。
- ④ 住所は、都道府県からお願いします。同じ住所・名字が続く場合は、住所は省略してもかまいませんが、必ず「同上」と書いてください(「//」は不可)。
- ⑤ 書き損じた場合は、2本線で消して、正しいものを書きこんでください(修正液などで消すのは不可)。

Q4 なぜ、いま、請願署名に取り組むの？

2017年12月26日の閣議決定で、この「従うべき基準」を「参酌化」すること(「参酌すべき基準」に引き下げること)を「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」とされました。

「参酌化」は、子どもたちに困難を強いることであり、全国学童保育連絡協議会としては、断固として反対です。

これまででも、厚生労働省はもちろん、内閣府など関係各省に「従うべき基準」を守るようにと要望書を届けるなど、さまざまに取り組んできましたが、「平成30年度中に結論を得る」という作業が進められようとしているいま、全国の学童保育関係者に広く呼びかけて請願署名に取り組み、私たちの声を直接国会に届けることにしました(2018年4月15日に開催した全国運営委員会で確認)。

Q5 集まった署名はどうするの？

署名は、各地域の連絡協議会でまとめられ、全国学童保育連絡協議会に届けられたのち、請願要旨に賛同してくださる国会議員の紹介により、国会に提出します。

集められた署名を仕分けして、衆議院と参議院にどのように振り分けて提出するか、どの国会議員に紹介をお願いするかは、全国学童保育連絡協議会が責任を持って判断します。

Q6 いつまでに、どれくらい集める予定なの？

現在、厚生労働省が学童保育に関連する専門委員会を行っており、その中間まとめが6月末に出される予定であること、また、今国会の会期が6月20日までの予定であることをふまえて、取り急ぎ10万筆を目標に集め、第一次集約日の

2018年5月31日まで

に全国学童保育連絡協議会に届けてください。6月初旬に署名提出行動を設定し、提出します。

問い合わせ先 全国学童保育連絡協議会または下記まで

全国学童保育連絡協議会
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 井口ビル2F
TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765 (2018.4.19)